

## 【窓口受付時間の変更】全庁実施について

### 1 現状

- 一部所属にて試行(※1)として実施(窓口受付時間9:00~16:30 令和7年8月から)
- 対象:市民課、健康保険課、会計課、市民税課、資産税課、債権管理課、出張所・派出所、健康管理センター、西部・南部保健センター
- 窓口の混乱や苦情等なし  
(※1)第1段階では、8:45~17:00で試行(令和6年12月~令和7年7月)



### 2 全庁実施(※2)

- 「働き方改革」の観点から、一部所属に限定とせず全庁実施とする。【試行の終了】
- 開始時期:令和8年8月~(年度末・始の繁忙期を避けるため)
- 各フロア(館)における具体的な運用:
  - ・ベルトパーテーション、L型POPスタンドの設置・撤去、貼り紙による周知
- これまでの取組:
  - ・窓口利用に関するアンケート(令和7年6月16日~9月30日)
  - ・全所属長ヒアリング(令和7年7月~11月)

(※2)

#### ○対象外となる施設

- ・出先機関(公民館、図書館等):  
各施設へのヒアリング調査の結果、恒常的な時間外勤務の発生原因となる市民等からの申請手続等がないため。
- ・指定管理者施設(コミュニティセンター等):  
従業員の勤務体系から、準備・片付けに伴う恒常的な時間外勤務が発生している状況とは一般的に認められないため。

#### ○対象外となる事務(法令に受付時間が規定されているもの)

- ・公職選挙法で規定されている選挙に関する届出等の時間(同法270条第1項)及び不在者投票の時間(同法第270条の2第2項)

問合せ

行政管理課 事務管理班 (直) 484-6288